

# 共 済 規 程

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人岐阜県歯科技工士会（以下「本会」という）の定款第 4 条の規定に基づき会員相互扶助の理念により、会員の共済給付を行うためにこれを定めるとともに適正な資金の管理及び運用に資することを目的とする。

## 第 2 章 給 付

(給付資格)

第 2 条 会員は本会へ入会が承認された翌月 1 日から、給付金の受給資格を取得する。

(給付の種別及び金額)

第 3 条 共済金の種別、条件等及びその給付額は別表のとおりとする。

(規定外の対応)

第 4 条 この規則の定め以外に特別事由が生じた時は、理事会で協議決定する。

(高度障害見舞金の給付)

第 5 条 高度障害見舞金の給付は、別に定める基準に基づき、理事会で決定する。

(受給手続)

第 6 条 第 3 条の共済金を受給するには、次の書類を揃え所属支部長を通じて、速やかに会長に提出しなければならない。

(1) 死亡弔慰金及び遺族見舞金

所定請求書、死亡診断書、除籍謄本、その他必要書類

(2) 高度障害見舞金

所定請求書、診断書、その他必要書類

(3) 長寿祝金

長寿祝金申請書

(4) 見舞金（火災、風水害の場合）

所定請求書、罹災証明書（消防署、市町村役場）、その他必要書類

(5) 見舞金（病気、傷害の場合）

所定請求書、診断書、その他必要書類

(6) 結婚祝い金及び出生祝い金

所定請求書、その他必要書類

(受給資格の喪失)

第 7 条 共済拠出金の払込みを怠ると、全ての給付金等の受給資格を失う。

### 第3章 共済資金の管理及び会計

(共済資金の管理)

第8条 会員の共済事業を行うための資金の管理は、本会会計処理規程に基づき、特別会計とする。

(共済資金の目的外使用の禁止)

第9条 この共済資金は、定められた目的ほかにこれを流用することはできない。

2 前項に関し、総会の議決によるときは、この限りではない。

(共済事業の経費)

第10条 この共済事業を運営するために、会員より共済拠出金(月額450円)を徴収する。

この徴収方法は、銀行自動振替とする。

2 共済拠出金の変更には総会の承認を要する。

(共済拠出金の免除)

第11条 次の会員は、共済拠出金の徴収を免除する。

(1) 70歳以上の会員(70歳の誕生日を含む)及び70歳未満で特別会員の認定を受けたもの。

(2) 会費規程第4条第1項(1)以外の規定を満たすもの。

(共済資金の決算)

第12条 会長は一事業年度における会計記録を整理し、会計処理規程に定める決算書類を作成しなければならない。

2 会長は前項に規定する決算書類を理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

(給付額の変更)

第13条 共済給付額の変更には総会の承認を要する。

(特別会計の書類保存)

第14条 この共済会計の会計帳簿は、最低10年間は保存しなければならない。

### 第4章 補 則

(通告の義務)

第15条 会員の慶弔事について、見聞したる者は、速やかに所属支部長又は会長に通告する義務を有する。

(変更等)

第16条 この規程は、理事会の決議によって廃止又は変更することができる。

(周知義務)

第17条 規程を変更又は廃止した場合速やかに会員に周知しなければならない。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年9月6日から施行する。

この規程は、令和元年6月6日より施行する。(別表(12)、(13)追加)

この規程は、令和4年6月26日より施行する。

この規程は、令和5年7月9日より施行する。